

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の平成23年4月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、申立人夫婦それぞれにつき月額3万円（ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

項目	期間	金額
1 申立人X1の精神的 損害（増額分）	自 平成23年4月1日 至 平成30年3月31日	2,520,000円
2 申立人X2の精神的 損害（増額分）	自 平成23年4月1日 至 平成30年3月31日	2,520,000円
合計		5,040,000円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金504万円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、第1項、2の項目・期間について金84万円を支払済みであること及び同既払金合計額金84万円全額を前項の和解金額と清算することを相互に確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載期間分に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申

立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年1月9日

（仲介委員 中尾 正浩）